

東日本大震災からの本格的な復興、福島の再生に向けて

平成25年3月21日
日本商工会議所

東日本大震災から2年が経過した。復興は依然として遅れているが、国内外からの多くの支援やグループ補助金をはじめとする様々な支援制度により、ようやく被災企業が少しずつ事業再開を果たし、復興に向けた歩みに希望の光が見えはじめてきた。

しかしながら、人口減少や労働力の流出など、大震災前からの地域が直面していた問題が一層深刻化するとともに、復興への歩みの中で、これまでと異なる新たな課題も様々に生じており、思うように復興が進んでいないのが実情である。また、震災の風化を懸念する声も聞かれる。

さらに、原発事故に伴う放射能問題により、福島県においては約15万人もの住民が今なお故郷に帰ることができず、風評被害による農水産品への影響など、出口の見えない状況が続いている。自治体や被災者の懸命な努力が行われている中、地域の人々が長年築いてきた営みを取り戻すには相当の時間を要し、真の復興に向けてさらに加速化した力強い国の支援が必要である。被災企業の早期再建を図るとともに、止まっている地域の経済循環を再び始動させる仕組みづくりが不可欠である。

については、国においては、震災からの復興、福島の再生を引き続き最優先課題とし、十分な予算措置を継続して講じられたい。被災地域が「復旧」から「復興」へと更なる歩みを進めるといふ段階の変化を踏まえて、様々な制度についても、「復興」という段階に即した整備や改善を図られ、万全の体制で臨まれることを強く要望する。

記

I. 復旧から復興へという段階の変化を踏まえた対応を

【1. 財政支援の継続・拡充と柔軟な対応を】

(1) 財政支援の継続、復興交付金の対象事業拡大、自治体の体制拡充を

新政権の下、復興予算枠が25兆円に拡大されたことを評価する。今後の復興事業が滞ることなく一層促進されるよう平成25年度以降も十分な財政支援措置を継続されたい。

「復興交付金制度」については、被災地の要望に応じ企業誘致など対象事業の拡大を図られたい。また、民間からの出向を含め不足している地方自治体の人員体制の拡充を図られたい。

(2) 各種手続きの半減・迅速化を

復興に伴い、住民や事業者にも不動産関連をはじめ膨大な申請等の手続きが生じることが予想される。これに対応するためには、行政の諸手続きを見直し、平時の半分以下の内容、手順等に簡素化し迅速化するなどの特別な対応が必要である。

【2. 早期の基盤整備を】

(1) エリア全体の土地のかさ上げ支援を

土地のかさ上げに対する補助制度について、住宅地区、農業地区、水産地区など関係する省庁の制度別の事業を廃し、エリア一体としてのかさ上げを支援する制度へと改善されたい。

(2) インフラの早期復旧・整備促進を

住民の暮らしや経済活動の基盤としてのみならず、災害発生時のバックアップ機能として道路、鉄道の早期復旧を図られたい。特に、被害の大きいJR5路線（大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線、常磐線）、常磐自動車道や復興道路（三陸縦貫自動車道等）など災害時の命をつなぐ幹線道路のミッシングリンクの早期解消、太平洋側と日本海側とを結ぶ物流体制の確立、拠点空港・港湾等の周辺機能整備も促進されたい。

(3) 建設業における労働力不足の解消と入札価格の引き上げを

建設業における労働力不足が、多くの被災地で見られ、派遣労働の許容などを図られたい。また、公共事業の入札不調率が約4割（宮城県）であるなどの実態を踏まえ、公共工事の設計単価の引上げ等の対策を講じられたい。

(注)設計単価：発注する公共工事等の、予定価格の積算に用いるための単価。

【3. 復興を加速する産業支援を】

(1) 復興特別区域における大胆な優遇措置を

東日本大震災復興特別区域法に基づく被災地での工場立地等が、減災・防災産業、再生可能エネルギー産業、先端医療・福祉産業など国際競争力を持ち、日本全体の再生に資する分野の立地である場合には、所得税等無税化の適用条件（現行新設のみ）・期間（現行5年間）の大幅拡充とするなど大胆な優遇措置を求める。

(2) 国際競争力を備えた水産業・農業の再生を

東北の基幹産業のひとつである沿岸部の水産業や農業の再生は急務である。再生にあたっては、国際競争力を備えた水産業・農業を育てるべくブランド化、6次産業化の取り組み、海外先進地での研修などに対する支援や民間資本の導入などあらゆる対策を講じられたい。

また、水産業に関しては、水産業共同利用施設復興整備事業補助金（7/8補助）が非常に高く評価されており、その継続と基準（水産加工品の場合、原料は2分の1以上国産が条件など）の緩和を図られたい。

(3) 商業機能の再生支援を

被災地の商業者には、店舗再築の金銭的負担が極めて大きいため事業継続を危ぶむ声強い。商店街の機能整備が遅れることになれば、商業者の事業継続をさらに難しくするばかりか、まちづくり計画にも影響が及ぶ恐れがある。商店街等の商業機能の整備に必要な支援施策（市街地再開発事業に関する補助事業の拡充等）を早急に構築願いたい。

(4) 国際会議の誘致等による観光人口の拡大を

東北および北関東の観光地の入込客数は減少したままの状況が続いている。

大規模な国際会議や学術会議、文化イベントなどの誘致促進およびそれらの基盤とな

るコンベンション機能の充実・強化が必要である。さらには「東北六魂祭」や「各地デスティネーションキャンペーン」をはじめとした誘客のための継続的な取り組みに対する支援を求める。

また、東北六県内の路線区間に限り、土曜日・日曜日・祝日の高速道路料金上限（1,000円）制度の実施を求める。

Ⅱ. 中小企業の早期再建に向けて

1. グループ補助金の拡充および複数年度にわたる繰越措置を

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）については、これまで数次にわたって予算が措置されているものの、補助を受けられない、または必要な補助額を十分に受けられないグループが多数存在する。沿岸部における土地のかさ上げが進展し、土地区画整理や施設整備が本格化すれば、さらなるニーズの高まりが予想される。

予算の拡充とともに、申請事務の簡素化を強く求める。また、補助金の複数年度にわたる繰り越しや認定済みグループの構成員の追加を認めるなど弾力的運用を図りたい。

さらに、平成25年度より、対象地域を津波浸水地域および警戒区域等に限定する方針が示されているが、津波浸水地域内においては「特に復興が遅れている地域」に限定することのないようにするとともに、福島県においては放射能汚染の特殊性に鑑み、県内全域を対象地区とされたい。

2. 産業復興機構等の体制整備と産業復興相談センターの設置継続を

「産業復興機構」と「東日本大震災事業者再生支援機構」が取り組む二重ローン対策については、一社でも多くの事業者の事業再建が実現されるよう一層の両機構の連携など体制の充実を求める。

また、東日本大震災復興特別貸付などの被災した中小企業の資金調達手段の継続的な確保と、産業復興相談センターの設置期間（平成26年3月末まで）の延長など中小企業金融円滑化法終了後の被災企業に対する万全な相談・支援体制の整備を求める。

3. 雇用関連施策の拡充を

被災地では、地元で仕事に就けずに他地域へ移住する住民が増加し、社会問題化している。国や県は、他地域への人口流出がこれ以上進まないようにミスマッチ解消のための施策など雇用関連施策のさらなる拡充を図りたい。

被災地では失業者を直ちに吸収することは難しいため、他地域での一時的な就業や、復旧・復興に止まらず将来の発展まで視野に入れた形で、地域の特性を踏まえた分野や最先端・次世代の技術等を取り入れた職業訓練の実施など、思い切った雇用措置を講じることが求められる。

4. 首都圏等における見本市開催など被災企業の販路拡大支援を

被災した企業が震災の影響で失った販路の回復・拡大を図るべく、首都圏や大都市等での見本市や展示会、被災地での商談会などの開催や、海外における販路拡大事業に対する支援を求める。

5. 被災地域における商工会議所等の経済団体への支援拡充を

被災地域の中小企業が再建を図る上では、経営相談・指導などが求められその体制の

強化を図る必要がある。これら経営相談事業をはじめ地域復興の中核的な役割を果たす経済団体に対しては、中長期的な財政支援（運営・事業費の拡充及び補助対象職員以外への人件費支給等）が必要である。また、震災により甚大な被害を受けた商工会議所会館等の新設、建て替え、大規模改修などへの財政支援の拡充を求める。当所としても会費の減免などを行い各地の商工会議所を支援しているところであり、基本的に地方自治体が行うこれらの支援について、財政的に地方自治体が負担できない部分につき国としての支援を求める。

Ⅲ. あらゆる対策による原発事故からの一日も早い脱却を — 福島の再生に向けて —

1. 原子力損害賠償の公正で着実な実施を

まずは、福島第1原発事故の一日も早い収束と廃炉の実現を目指すとともに、営業損害に対する賠償については、東京電力が、公平かつ迅速な賠償金の支払いをするよう指導の強化を求める。また、除染費用に関する賠償の明確化、避難指示区域外における事業所の財物損害や企業ブランドなどの損失損害に対する賠償の実施、避難指示区域内における「特別の努力」の遡及適用など、被害の実態に合った賠償の確実な実施をするよう更なる働きかけを求める。また、東京電力の賠償金については非課税とするよう強く要望する。

(注)特別の努力：東京電力は、福島第1原子力発電所事故で被害を受けた個人への損害賠償で、減収分に対する補償を増額する新基準として、事故後に仕事に就いて得た収入を「特別な努力」とみなし、同額を賠償金に反映させる。上限は月額50万円。収入に応じて賠償金が増えるようにして被害者の就労意欲を後押しする。

2. 風評被害対策の強化を

取引の低迷や消費者の買い控えによる売上縮小、観光客の減少が、被災企業の再生を阻む要因にもなっていることから、全国に農水産品等に関する安全性を周知するなど、風評被害への対策強化・継続を求める。

また世界基準を大幅に上回る食品における放射能濃度国内規制値を見直す必要がある。

3. 除染の早期実施と住民の健康管理の徹底を

放射性物資の除染は、県民が安心して生活するための最重要課題である。国に早期除染および中間貯蔵施設や最終処分場の設置について早急な実施を求める。

住宅や公園などの除染はもとより、企業や工業団地等の産業集積の高い地域の除染も迅速かつ確実に行うとともに、事業所が除染を行った場合に要した費用の支払いを円滑かつ早急に行われたい。

さらに、18歳以下の子供たちへの医療費が無料化されたが、若年層を中心に、長期間にわたる医療支援体制の整備拡充を図られたい。

4. 企業立地促進のための税制優遇など施策の拡充実施を

東日本大震災復興特別区域法や福島復興再生特別措置法により、各種優遇策が緒に就いたところであるが、産業集積や既存企業の生産拡大のために、企業にとって魅力のある施策を講じ、企業立地・誘致を促進すべきである。

特に福島県においては、事業所に対する抜本的な税制優遇措置の適用や企業に対する

特別な助成策など一層の配慮を求める。

25年度予算において、津波と原発事故の被災地へ企業進出を後押しする津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金1,100億円が計上されたが、青森、岩手、宮城、茨城4県の津波浸水地域と福島県全域を対象とすることから、その額では不十分であり、さらなる予算規模の拡大を求める。

再生可能エネルギー関連産業および環境、医療・福祉など次世代を見据えた産業の集積を促進するため、復興特区を導入し、税制措置や再生可能エネルギーの固定買取価格の引き上げなど規制緩和を図られたい。

IV. 主要プロジェクトへの対応

1. 放射能に関する国際的な研究機関の設置を

放射線医療、放射能測定および土壌汚染等に関する先進技術を有した国際的な研究機関の福島県内設置を強く要望する。

2. 新たな核融合研究開発の拠点づくりの推進を

核融合研究開発に携わる研究機関および大学等の関連学部を青森県内へ誘致するとともに、むつ小川原開発地区における核融合研究開発機能の更なる充実強化を図られたい。

3. 環日本海シー&レール構想の実現を

環日本海シー&レール構想の実現に向け、航路の開設をはじめ、鉄道貨物の高速・効率化・料金低廉化を図るインフラ整備や、港湾の整備促進など、荷主が利用しやすい輸送システム作りのための支援策を講じられたい。

(注)環日本海シー&レール構想：船と鉄道を組み合わせて貨物を運ぶ輸送形態を活用し、ロシアおよび北東アジアとの貿易促進を図るべく、仙台港から秋田港を經由して貨物をロシアへ輸出する実証実験が行われている。

4. 重粒子線がん治療施設の整備に向けた支援を

北海道、東北における初の施設となる山形大学が取り組む重粒子線がん治療施設の整備に向けた支援を図られたい。

5. 世界最先端の石炭火力発電所の誘致を

いわき市において、石炭ガス化複合発電(IGCC)技術の実用化を目指す実証実験が行われており、世界最先端の石炭火力発電所の設置を図られたい。

以上